

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所

ショートステイ母の手八龍 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社八龍介護サービスが開設するショートステイ母の手八龍(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ショートステイ母の手八龍
- ② 所在地 名古屋市北区八龍町1-47

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算して表記する)

(1) 管理者 1名(常勤兼務、生活相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名(非常勤専従)

医師は、利用者様の健康状態確認及び診療を行う。

(3) 生活相談員 1名(常勤専従1名)

生活相談員は、利用者様及びその家族様の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 看護職員 1名(非常勤兼務1名、機能訓練指導員と兼務)

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者様の健康状態を的確に把握するとともに、利用者様が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(5) 介護職員 20名(常勤専従18名、非常勤専従2名)

介護職員は、利用者様の心身の状況等を的確に把握し、利用者様に対して適切な介護を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名(非常勤兼務1名、看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、利用者様の日常生活を営むのに必要な機能減退を防止しするための訓練指導、助言を行う。

(7) 栄養士 1名(非常勤兼務)

栄養士は、栄養マネジメントをし、食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者様の栄養指導を行う。

(8) 調理員

調理員は、委託とする。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。
単独型 定員36名(従来型個室)

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

2 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

通常の送迎の実施地域の境を越えて

- ① 送迎距離片道1km以上5km未満1回につき 100円
- ② 送迎距離片道5km又はその端数を増すごとに 100円

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

(1) 滞在費 1日につき 3,600円

(2) 食費 1日につき 1,900円

(内訳:朝食460円、昼食770円[おやつ代を含む]、夕食670円)

(3) らくらくセット(衣類レンタルを使用した場合) 1日につき 300円

(4) 美容代 サービスに基づく実費

(5) 前各号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者様が負担することが適当と認められる費用は、実費を徴収する。

2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者様又はその家族様に

対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者様の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第8条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の周知
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止のための定期的な研修の実施
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の配置
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します。

(身体的拘束等について)

第9条 事業所は原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがある。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、名古屋市北区・東区・西区・千種区・守山区、北名古屋市、豊山町とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよ

う指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社八龍介護サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。